

令和 6 年
第 4 回 立 川 市 農 業
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会

令和 6 年第 4 回立川市農業委員会総会日程

日時 令和 6 年 4 月 2 6 日（金）午後 3 時

会場 市役所 2 0 8 ・ 2 0 9 会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - （ 1 ） 事務報告
 - （ 2 ） 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - （ 3 ） 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- 4 議事

議案第 1 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 2 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議案第 3 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 5 その他
- 6 閉会

令和6年第4回立川市農業委員会総会

令和6年4月26日（金）

立川市役所208・209会議室

議 席	氏 名	議 席	氏 名
1 番	鈴 木 豊 君	1 0 番	鴻 地 文 武 君
2 番	嶋 田 貞 芳 君	1 1 番	岩 崎 紗 矢 佳 君
3 番	高 杉 晋 一 君	1 2 番	高 橋 浩 久 君
4 番	内 野 智 行 君	1 3 番	宮 岡 広 行 君
5 番	橋 本 良 子 君	1 4 番	田 中 佐 一 君
6 番	浅 見 恵 子 君	1 5 番	清 水 茂 男 君
7 番	宿 谷 豊 君	1 6 番	川 野 進 君
8 番	横 幕 玲 子 君	1 7 番	岡 部 良 己 君
9 番	森 谷 一 郎 君		

事務局職員

局長 井 上 隆 一 君
 次長 八 谷 俊 太 郎 君
 係長 熊 谷 寛 君
 主事 小 林 史 弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 それでは、定刻になりましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして大変ありがとうございます。

私からは、1 点、4 月 1 9 日に東京都農業会議のほうの常設審議会に出席をした際に、東京都の職員から令和 6 年度に対しての補助事業等のちょっと何点か説明がございました。

昨日、おととい、認定農業者の会の総会の中で挨拶の中でも新規事業がありますということは話したんですけれども、細かくは話してないんですけれども、若干ちょっと何点か報告だけでもさせていただきたいと思います。

まず、東京型スマート農業実装化促進事業という、スマート農業に関する補助事業というのが令和 6 年度にあるそうです。それとあと私はこれが非常に一ついいのかなと思うのが、東京農業における再生可能エネルギー利用促進事業ということで、要は太陽光のエネルギーを利用した事業でございます。あと蓄電池も合わせての補助事業ということが令和 6 年補助事業として新規事業ということであるということでもあります。

また、これについては振興係のほうからまた案内とかあると思います。

あと 1 点は、学校給食を納めている方に対しては、学校給食を納めている方にはもうお話がいているかと思うんですけれども、やはりそういった補助事業ということで今年度からあるということでございます。

あとはそのほか何点かあるんですけれども、中央会のほうの関係のほうに申請するのもあるということを聞いております。

また、市役所のほうを通じて地区回覧で回ってくると思うので、よく見てぜひ御利用いただくといいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、ただいまより令和 6 年度第 4 回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会規則第 6 条の規定を満たす数の委員に御出

席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。

今回は、３番の高杉委員、６番の浅見委員にお願いしたいと思います。

それでは、（１）事務報告、（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出が１件、（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出が２件、一括して事務局より報告をお願いいたします。

局長 まず初めに、令和６年度につきましても昨年度に引き続きまして、事務局長の職を担わせていただきます井上でございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行います。恐縮でございますが、着座の上、御報告申し上げます。

４月９日（火）、北多摩地区農業委員会連合会理事会が開催されまして、会長と次長が参加いたしました。

４月１２日（金）、農業委員会職員基礎研修会が開催されまして、事務局が参加いたしました。

４月１９日（水）、東京都農業会議の常設審議委員会が開催され、会長が出席されました。

委員会としまして、４月１５日（月）に４月の総会に向けた現地調査を、２６日（金）午後３時より第４回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

明日以降の予定でございます。

５月１７日（金）、都市農地流動化協議会が開催されまして、事務局が参加いたしまして立川市農地バンクの事例発表をする予定となっております。

５月２０日（月）、北多摩地区農業委員会連合会の令和６年度通常総会が開催されまして、会長と次長が参加予定となっております。

５月２１日（火）、東京都農業会議所の理事会・常設審議委員会が開催され、会長が出席予定となっております。

５月２２日（水）、東京都農業会議の職員を講師に迎え、市役所１０１会議室におきまして、新任農業委員等研修が開催されまして、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局が参加予定となっております。

５月２３日（木）、生産緑地・都市農地貸借円滑化法研修会が開催されまして、事務局が参加予定となっております。

委員会といたしまして、５月１５日（水）に５月の総会に向けた現地調査を、２４日（金）午後３時より第５回総会、終了後、全員協議会を開催いたします。

報告事項（１）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づきます届出に関する報告でございます。

報告事項（２）農地法第４条第１項第７号の規定による届出１件について御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。農地の所在は一番町３丁目の３筆。地目は登記簿上が畑及び宅地、現況は畑。面積は６４２．２１㎡。転用目的は駐車場用地でございます。周辺略図を御参照ください。

続きまして、報告事項（３）農地法第５条第１項第６号の規定による届出２件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所につきましては記載のとおりでございます。

１件目、農地の所在は砂川町８丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況は宅地。面積は２３㎡。転用目的は住宅用地でございます。

２件目、農地の所在は西砂町５丁目の１筆。地目は登記簿上が畑、現況も畑。面積は５００㎡。転用目的は公共工事用資材置き場としての一時転用でございます。それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

 ただいま報告がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

 ……質疑なしの声

議長 御質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了でございます。

 次に、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について1件を議題に呈します。

 それでは、事務局より、議案第1号の説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、私のほうから、議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について御説明させていただきます。

 現地調査を4月15日、申請人立会いの下、鈴木会長、鴻地委員、内野委員、森谷委員、橋本委員、岩崎委員、事務局で行っております。

 特例適用申請農地は上砂町2丁目の4筆となります。

 略図1を御覧ください。略図1の北側は第九小学校の北西、自宅裏に広がる農地となります。ネギや菜花、キウイフルーツなどを作付しておりました。梅の剪定が不十分であったために、時期を見て剪定すること、また自宅近くの農地で作付されていない箇所についてありましたので、今後作付を検討するようという、委員から御指導がありました。

 略図1の南側は上砂町一丁目アパートの北に広がる農地となります。こちらではニンジンやジャガイモが作付されておりました。今後さらに枝豆や大豆の作付を予定しているとのことでした。肥培管理は良好で境界も確認できております。

 議案1号は以上となります。

議長 ありがとうございました。

 議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

 初めに、鴻地委員、お願いします。

10番 ただいま事務局のほうから御報告があったとおりなんです

が、略図 1 のところの上のほうです。果樹というか、植木というか植わっていて、ちょっと細かく剪定するようにという指導を行いました。

それから、藤幼稚園の横の畑に関しては肥培管理がよくて、ジャガイモ、ニンジン等が播種して芽が出てきたところ、これから順調に生育していくのかなという感じで、とても良好だったと思います。問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、内野委員、お願いします。

4 番 鴻地委員が言ったとおりなんですけれども、梅のほうも剪定がたしか 2 年前くらいに 1 回見に行ったときは、現状よりちょっとすごくて、その次の日に確認に行ったらもう剪定されていたので、また今度もすぐ剪定してくれると思いますので、特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。

続きまして、森谷委員、お願いします。

9 番 事務局さんの言うとおり、問題はないと思います。ジャガイモとニンジンが作付されていまして、ニンジンのほうが発芽率が 2 割ぐらいしかなかったんですけど、多分播種後に強い雨にたたかれたか、種が古かったかどっちかじゃないかと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 補足といたしましては、隣接する幼稚園があるんですけども、農薬散布などどうしているかということをお聞きしましたところ、小規模で行っているので、特にトラブル等の問題はないということでした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 補足いたしますと、幼稚園に接しているところの農地ですけれども、柿の木を植えてあるんですけれども、一部はもう切っていて、一部はまだこれから栽培するということでございましたけれども、そのところのお手入れも今後十分にやっていくということでございましたので、問題ないかなと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

私のほうから少しだけ報告させていただきます。

先ほど事務局と、また委員さんから御報告があったとおりでございます。この方は前回の相続からまだ3年たっていないということで、なかなか非常にちょっと大変だったところでございます。

それで、ちょっと梅の木の剪定が不十分なところもあったんですけれども、时期的に今は梅を剪定する時期ではないので、梅のほうは時期が来たら剪定していただけるということでございます。

また、空いているところが若干あったので、そこもまた植え付けをしていただくようお願いしておきました。あとは問題はないかと思われまます。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、質問がありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として申請者に意思確認等を行いたいと思います。申請人を呼んでください。

〔申請人 着席〕

議長 本日は、お忙しい中、お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人には、相続税猶予制度について十分御理解していただいていると思っておりますが、本総会におきまして、改めて意思を確認させていただきたいと思います。御協力をお願いした

いと思います。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく適用されなければ制度そのものが維持されず、立川農業発展はおろか農地の存続すらできなくなってしまうと考えております。そこで農業経営に対する申請人の考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をいたします。

それでは、初めに岡部農業経営部会長、お願いいたします。

17番 大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。それでは早速質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は東京など首都圏で農業経営を継続していく上でなくてはならない制度であると同時に、わずかな業種にしか適用されない特別な制度であります。

この制度を申請された農地所有者は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間様々な理由により申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。

仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには家族の協力がなければ農業経営の継続は難しくなることが予想されます。

そこで確認をさせていただきます。

まず、1点目、申請者自ら生涯にわたり農業経営を継続していく意思がおありでしょうか。

2点目は、後継者の育成や申請者以外の農業補助者、家族の方の協力、支援等を受けられるでしょうか。お答えをお願いいたします。

申請人 質問の回答の前に、ちょっと一言なんです、15日の現地調査について、大変4月とは思えない暑い中、現地調査のほうをしていただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、質問の回答のほうをさせていただきたいと思いますが、私は父親が行っていた農業を引き継いで行ってまいりました。今後は私自身が生涯において農業を継続していきたいと思っております。

17番 もう1点、後継者についてお願いします。

申請人 後継者についてなんですが、基本的に私が行うのですが、私の妻によって協力支援をいただきまして行っていくつもりでございます。今後については、長男が現在は会社員で家を出ているような状況なんですが、何年かたったら戻ってくるという約束をしておりますので期待しております。

以上です。

17番 どうもありがとうございました。楽しみな後継者も育つかと思いますので、ひとつ頑張ってください。

議長 ありがとうございます。

続きまして、高杉土地利用部会長、お願いします。

3番 今日はお忙しいところ、ありがとうございました。

相続税の納税猶予制度は一定の条件を満たし続けている間は納税を免除されるといった制度であり、農業その他数種の相続税のみに適用される特例措置です。

当市をはじめ各農業委員会はこの制度が存続されるよう様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければこの制度を維持することはできなくなります。

特例の対象農地は原則として、申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には貸している者の農業経営の一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。

万一、届出や認定なく相対で貸し借りをを行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納税することになりますので、御注意してください。

そこでお尋ねします。特例適用申請農地について申請者御自身がどのように関わっていくかお考えをお聞かせください。

申請人 私自身は相続税納税猶予制度がなければ都市の農業は経営していけないというふうに考えております。それにつきまして

許可なく貸し借りをすることができないということと、許可を得ても将来従事していかないことにはいけないということも承知しております。

今後は私自身が肥培管理を行って貸すつもりは今のところありません。今後、私に何かあった場合はまた農業委員の方とかに相談させていただければと思います。

以上です。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地等の肥培管理や耕作を適切に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんで御質問などがありましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認めて、私のほうから申請人をお願いしたいと思います。

先ほどもお話ししたように、この納税猶予制度というのはもう十分に御理解しているので問題はないかと思うんですけども、また今後、3年後にはまた現地調査でお伺いしますので、その際はまた肥培管理もぜひお願いしたいと思います。

それで、今日、お帰りになりましたら、ただいま両部会長からいろいろな御質問があったと思います。その内容をこちらのほうに書いてございますので、帰りましたら御家族の方にもこちらのほうを見ていただいて、ぜひ御理解いただけるようお願いしたいと思います。

それではこちらのほうをお願いします。

以上になります。

また今後とも頑張って農業経営を行っていただきたいと思います。本日はありがとうございました。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。議案第 1 号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決します。

次に、議案第 2 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、4 件を議題に呈します。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

次長 そうしましたら、引き続き農業経営を行っている旨の証明、議案第 2 号につきまして、御説明をいたします。

まず、農地相続人の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。現地調査を 4 月 15 日、申請者、鈴木会長、高杉委員、岡部委員、橋本委員、岩崎委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告させていただきます。

まず、おめくりいただいて略図 1 を御覧ください。略図 1 の南側の農地につきましては、東立川駐屯地の東側、国分寺市境の近くに広がっており、ネギやズッキーニ、タマネギなどの露地野菜を作付されておりました。肥培管理は良好で、境界も確認できております。

続いて、北側の農地になりますが、こちらは南砂小学校の東、国分寺市境の自宅裏に広がる農地となります。ハウスではキュウリやトマトなど、また露地ではインゲンやトウモロコシなど、多品種の野菜を作付されておりました。

一部農業用資材が放置されておりましたので、委員より時期を見て片付けるよう指導がございました。

また、アライグマやハクビシンによる獣害があつて、電気柵の設置を予定しているというお話をいただいております。

続きまして、その右側略図 2 を御覧ください。略図 2 につきましては、南砂小学校の北側、自宅南に広がる農地となります。ドウダンツツジやハナモモなどの植木を生産されておりました。

肥培管理につきましては良好でしたが、植木類の販売が余りされていないというお話がありまして、委員から少しでも販売するように御指導がございました。境界は確認できております。

また、南側の栄緑地から樹木が数メートルほど越境しておりまして、事務局から公園緑地課に対して管理依頼を行っております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、略図3を御覧いただければと思います。略図3につきましては東立川駐屯地の北側、自宅の裏に広がる農地となりまして、ハウレンソウやネギ、柿やイチジクなど多品種の作付を行ってございました。主に自宅前で直売されているということでした。肥培管理は良好で、境界も確認できました。道路を挟んだところに空き家があるため、ハクビシン等が住み込んでしまい獣害があるというお話をいただいております。

続きまして、その右側、略図4を御覧いただければと思います。略図4につきましては西砂会館の西側、自宅裏に広がる農地となります。動物やキャラクターなどの形に樹木を整形したトピアリーを作られているほか、グランドカバーや多品種の植木を生産されておりました。肥培管理につきましては良好で境界も確認できております。

農地内には、大きく育ち過ぎ販売ができないケヤキがあったため、今後どうするのかと委員より御質問いただきましたが、木陰を好む木を生産するため必要であるといった回答をいただいております。

議案第2号につきましては以上でございます。

議長 ありがとうございます。

確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明1番から3番を高杉委員、橋本委員、岩崎委員。4番を岡部委員、橋本委員、岩崎委員の順でお願いしたいと思います。

それではまず初めに、こちらは1つずついきますか。

まず、1番です。高杉委員、お願いいたします。

3 番 まず、1 番の方なんですけれども、事務局が言ったとおり南側の 1 丁目の畑、こちらはピーマン、ズッキーニだとかジャガイモ、ネギ、タマネギなどを栽培されていて、肥培管理もとてもいい畑でした。

上の図なんですけど、自宅南側に隣接している畑になります。ここではハウスの中では果菜類、外ではキャベツ、ブロッコリー、ニンジン、トウモロコシ等を栽培されていて肥培管理は良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 多品目で非常によく栽培されていて、自動販売機やの一か
るやみの一れで販売も積極的にやられているということで、農業経営としては全く問題がないと思いました。

議長 ありがとうございました。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 皆さんがおっしゃるとおり、特に問題のないところだった
と思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

次に、2 番です。

高杉委員、お願いします。

3 番 2 番の方なんですけれども、ほとんどドウダンツツジが植
えられており、剪定及び下には草などが 1 本も生えていなくて、
とても良好でした。ただ、やはり販売をしてないということで
会長のほうから、少しでも販売してくださいという意見があり
ました。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 販売に関しては、ちょうどお隣が造園業者さんでもありま
すし、何か御相談できませんかなんて、冗談でしたけどそんな

お話も出ました。

遊歩道の木が入り込んでおりまして、公園緑地課のほうへ申入れをしたらどうかということで会長のほうからアドバイスがあったかと思います。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 追加でコメントといたしましては、圃場内に一部落ち葉をまとめてあるところがあつたんですけれども、それが落ち葉堆肥を作るためのものであって、農業経営に必要なものだと思いますので、特に問題はなかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

次に3番です。

高杉委員、お願いいたします。

3 番 3番の方なんですけれども、自宅に面した南側の畑になります。この人は本当に多品目でやられまして、今は枝豆、キャベツ、ネギ、タマネギ、ホウレンソウ、サニーレタス、大根、本当に1年通して、畑が空いているということがない、本当に一生懸命、自動販売機でほとんど売ってしまうので、すごい消費者の方にも人気があるいい畑です。肥培管理は本当にいいと思います。

以上です。

議長 続きまして、橋本委員、お願いします。

5 番 高杉委員からお話がアツたように、自動販売機を設置していて非常に販売意欲が高くて、朝9時から日に数回入れ替えをして、しょっちゅう売り切れの状態だということで、それでどうやって回しているんですかというような御質問をいたしましたら、市のあつせんでボランティアも活用しているということでした。農業経営的に全く問題がないと思います。

議長 続きまして、岩崎委員、お願いします。

1 1 番 皆さんがおっしゃるとおりでございまして、ほかにイチジクとか柿だとか、そういった果樹なども少量ですけれども販売していて、やはり地域の住民に役に立つような農家ということこ

ろで都市農業の多面的機能というところを実現しているような農家さんですばらしかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、続きまして、4番です。岡部委員、お願いします。

17番 こちらの方は植木じゃかなり有名な方で、生産をはじめ仲卸をしている方なんですけれども、圃場にはいろいろな多種にわたる品目がありまして、大小いろいろな植木が植わってありました。肥培環境は良好で境界も問題ありませんでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岩崎委員、お願いします。

11番 今回は引き続き農業経営を行っている旨の証明ということで行ってまいったわけでございますので、土地については個人の所有というところで、それを併設している会社のほうに、その土地でできた生産物を販売しているというような取引形態だったと思います。

ですので、個人としてきちんとそのところで栽培をした上で会社のほうに販売しているというところだったので、問題ないと思います。

土地が非常に広くございまして、会社も併設しているということですので、今後の事業承継のことを考えたときに、どのようにするのか、会社に対して農地を貸したほうがいいのかとか、そういったところもお考えのようでした。未来をちゃんと見据えてお考えでしたので特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。

それでは、私のほうから何点かございます。この1番と3番の方、こちらについてハクビシンが出て困っているということで、電気柵を作るという予定のほうも報告がありました。

それで地元の農業委員、地区委員さんにはこういったハクビシンの被害があった場合は、毎月報告などにもその点を書いて

いただけると非常にいいかと思います。やはり農業会議もそういう被害がたくさんあると東京都のほうにそういった要望もできるので、もしそういった被害がある場合は報告事項ということで書いておいていただくといいかと思います。全体に何の問題もないかと思います。

以上でございます。

それでは、ただいま説明がありました件について、何か御質問があったらお願いいたします。

岩崎委員。

- 1 1 番 今のハクビシンのことなんですけれども、恐らく1番と3番は農地が近くて、ハクビシンの住処が同じで、ほぼ特定されているような状態だったかと思うんですけれども、その住処とおぼしきところは農地ではないので、農業委員会の管轄外かと思うんですけれども、これについて市役所のほうの空き家対策とかそういったところとの連携はできないものかというところが質問なんですけれども、いかがでしょうか。

議長 今、御質問があった件について、事務局から御回答をお願いします。

次長 まず、一般の住宅地に関しましては、立川市の環境対策課のほうでハクビシン、アライグマに対する駆除の関係を取り扱っておりますので、住居地で住民の方々がそういう被害に遭われているということであれば、そういった形でお話をさせていただいて御対応させていただくということになります。

具体的にどこにいるのかというのが分からないとなかなか対応が難しいというところもありますので、ちょっと情報をいただいて、どのように対応できるのかということは検討が必要かなと思います。そのような形です。

- 1 1 番 今回のところで、住処とおぼしきところでございますが、空き家になっているようです。全く所有者不明建物とかではなく、一応所有者は特定できているようなんですけれども、現在、そこには住んでいらっしゃらなくて、非常に広い敷地で屋敷森などもある、管理が行き届いていないようだというところなんです。

ので、恐らく所有者が自らハクビシンで困るというような申出はないだろうと、だからこそ周辺が困っているのだと思うんですけれども、そういったところの対策はいかがでしょうか。

局長 今、情報をいただきましたので、私ども住宅課が所管しております。当然住宅課は空き家対策をやっておりますので、その情報をしっかりと流して、そこで具体的にその所有者の方にお知らせをするということと、あと御近所、近隣の方に迷惑を及ぼしているということが事実としてありますので、その事実をしっかりとお伝えして、対応していただくように農業委員会としてまた所管の部署として申出はしてまいりたいと考えております。

議長 よろしいでしょうか。ほかに御質問はありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問がないと認め、採決に移ります。議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件を議題にいたします。

事務局より説明をお願いします。

次長 議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明につきまして、御説明いたします。

農地所有者の住所・氏名につきましては記載のとおりでございます。土地の表示は上砂町3丁目の1筆となります。面積は625.03㎡。申出事由は、死亡でございます。

議案第3号の証明内容は、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者となっております。

議案第3号については以上となります。

議長 ありがとうございます。

議案第3号について、調査を担当された委員から補足説明を

お願いしたいと思います。

それでは、補足説明を鴻地委員、お願いします。

10番 申請人の畑も確認しましたところ、この略図1、立川五中の南側、上砂児童遊園の西側に位置しておりまして、肥培管理は良好、たまにちょっと草が生えることがあるんですけども、その管理さえしておけば問題ないのかなと思います。周りにちょっと植木が植わっておりますけれども、野菜を栽培しておりました。特に問題ないと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問がありましたらお願いしたいと思います。御質問はありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、御質問等がないと認め採決に移ります。議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者について、証明することに賛成の委員は挙手を願います。

……挙手全員

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他で事務局何かございますか。

次長 その他につきましては、特にはこちらからは御案内はございません。

議長 それでは、ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回農業委員会は、5月24日（金）午後3時から101会議室でございます。

今回は5月から、クールビズということでノーネクタイというような形でございますので、ネクタイは結構でございます。

本日も慎重審議をしていただきまして、大変ありがとうございました。

午後3時44分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員